

## 新たな総合計画審議会の組織及び進行管理の手法について

令和 5 年 7 月

### 1. 経緯

本市では総合計画（基本構想・実施計画）及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しており、2023 年度（令和 5 年度）より、総合計画中期実施計画と第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略を一体化させた。

### 2. 逗子市の現状

総合計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略の進行管理等を行うための会議体として、総合計画審議会及びまち・ひと・しごと創生総合戦略等推進会議が組織されている。

総合計画審議会は条例設置の市の附属機関であり、まち・ひと・しごと創生総合戦略等推進会議は要綱に基づいている。

（別紙 1：逗子市総合計画審議会条例）

（別紙 2：逗子市まち・ひと・しごと創生総合戦略等推進会議運営要綱）

### 3. 逗子市の対応

#### ① 新たな総合計画審議会の組織

総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略の一体化により、2つの組織（総合計画審議会及びまち・ひと・しごと創生総合戦略等推進会議）を統合する。

（別紙 3：総合計画審議会委員名簿）

（別紙 4：まち・ひと・しごと創生総合戦略等推進会議メンバー一覧）

（別紙 5：新・総合計画審議会委員案）

#### ② 進行管理の手法

総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略の一体化により、進行管理を一体的に行う必要がある。進行管理は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の手法を用い、①柱（節）ごとの目標の進捗状況②具体的施策ごとの KPI の進捗状況③取り組みごとの実施状況 を作成する。

（別紙 6：進行管理案）

○逗子市総合計画審議会条例

昭和45年 2 月 16 日

逗子市条例第 5 号

〔注〕 昭和59年から改正経過を注記した。

改正 昭和45年12月21日条例第24号

昭和48年12月11日条例第26号

昭和51年 3 月 30 日 条例第 6 号

昭和57年 3 月 27 日 条例第 4 号

昭和59年 3 月 31 日 条例第 10 号

平成 2 年 12 月 21 日 条例第 8 号

平成 8 年 3 月 29 日 条例第 3 号

平成 14 年 3 月 19 日 条例第 18 号

平成 17 年 6 月 22 日 条例第 15 号

平成 20 年 12 月 16 日 条例第 20 号

平成 23 年 3 月 23 日 条例第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、本市の総合計画に関する事項について調査及び審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、逗子市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置し、その組織及び運営について、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市総合計画の策定及び進行管理に関し、必要な調査及び審議を行う。

(平 2 条例 8 ・ 平 23 条例 7 ・ 一部改正)

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民（次号に掲げる者を除く。）
- (2) 市の審議会、懇話会等の委員、参加者等
- (3) 市教育委員会委員

(4) 知識経験を有する者

(平8条例3・平14条例18・平17条例15・平23条例7・一部改正)

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指定する委員がその職務を代理する。

(平8条例3・一部改正)

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に部会を置くことができる。

2 部会の部会員は、委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会員の互選により定める。

4 部会長は、部会の会務を総理し、会議の結果等について会長に報告しなければならない。

5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ、部会長の指定する部会員がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(平23条例7・追加)

(協力の要請)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(平23条例7・追加)

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(昭59条例10・平2条例8・平8条例3・平20条例20・平23条例7・一部改正)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

(平23条例7・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和45年12月21日条例第24号抄)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和48年12月11日条例第26号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和49年1月1日から施行する。

附 則 (昭和51年3月30日条例第6号抄)

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年3月27日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年3月31日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年12月21日条例第8号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月29日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月19日条例第18号)

この条例は、平成14年7月20日から施行する。

附 則 (平成17年6月22日条例第15号)

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成20年12月16日条例第20号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月23日条例第7号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

○逗子市まち・ひと・しごと創生総合戦略等推進会議運営要綱

平成27年8月1日

逗子市要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、逗子市において、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に定めるまち・ひと・しごと創生を推進するに当たり、逗子市まち・ひと・しごと創生総合戦略等推進会議（以下「推進会議」という。）を開催し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

(メンバー)

第2条 推進会議のメンバーは、次に掲げる者とする。

- (1) 公募による市民
- (2) 産業・経済、教育、金融、労働、言論・メディア等の関係者
- (3) 市職員
- (4) その他市長が必要があると認めた者

2 推進会議への参集の求めは市長が行い、案件等に鑑みて一定の期間を定めて、同一の者に対して継続して求めるものとする。

(座長及び副座長)

第3条 推進会議に座長及び副座長を置き、メンバーの互選により定める。

2 座長は、推進会議の進行、調整等を行う。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(アドバイザー)

第4条 市長は、推進会議の開催に当たり、まち・ひと・しごと創生の推進について知識経験を有するアドバイザーを置くことができる。

(協力の要請)

第5条 市長は、特に必要があると認めるときは、メンバー及びアドバイザー以外の者に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、企画課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

## 逗子市総合計画審議会委員名簿

(敬称略)

委員区分	所属委員会等	氏名	就任日	会長等
第3条2項1号 (市民)	公募市民	サトウ ナルト 佐藤 成人	令和4年4月1日	進行管理部会 部会員
	公募市民	フジ シゲコ 藤井 繁子	令和4年4月1日	進行管理部会 部会員
	公募市民	サトウ ヒデオ 佐藤 英夫	令和4年4月1日	進行管理部会 部会員
	公募市民	オガワ ユキ 小川 由紀	令和4年4月1日	進行管理部会 部会員
	沼間小学校区地域連合会(住民自治協議会)	イソベ ヤスカズ 磯部 保和	令和4年4月1日	副会長 進行管理部会 部会長
	小坪小学校区住民自治協議会	ミハラ ヒロタカ 三原 宏隆	令和4年4月1日	進行管理部会 副部会長
	池子小学校区住民自治協議会	タミヤ トモヨシ 田宮 知義	令和4年4月1日	進行管理部会 部会員
	久木小学校区住民自治協議会	フジエ マサカツ 藤江 正克	令和4年4月1日	進行管理部会 部会員
第3条2項2号 (市の審議会、懇話会 等の委員、参加者等)	地域福祉計画懇話会	トヨダ ムネヒロ 豊田 宗裕	令和5年5月1日	
	逗子市共育のまち推進懇話会	イケガヤ ミエコ 池谷 美衣子	令和4年4月1日	
	逗子市環境審議会	サノ ケイイチロウ 佐野 慶一郎	令和4年4月1日	
第3条2項3号 (市教育委員会委員)	逗子市教育委員会委員	ホシヤマ アサギ 星山 麻木	令和4年4月1日	
第3条2項4号 (知識経験を有する 者)	関東学院大学法学部	イズイン ミヅル 出石 稔	令和4年4月1日	会長
	(公財)後藤・安田記念東京都市研究所	ナカジマ いづみ 中嶋 いづみ	令和4年4月1日	
	横浜国立大学地域連携推進機構	シムラ マキ 志村 真紀	令和4年4月1日	

令和5年5月1日現在



## まち・ひと・しごと創生総合戦略等推進会議メンバー名簿

区分		団体名等	役職	名前
市民	公募市民			水口 康弘
				松田 朋子
				飯田 恵一
産	逗子市商工会	逗子市商工会	会長	三宅 譲
	逗子市観光協会	逗子市観光協会	副会長	小林 寿志
	鉄道関係	京浜急行電鉄株式会社	新しい価値共創室部長	一條 英仁
官	市職員	逗子市 経営企画部	経営企画部長	仁科 英子
		逗子市 経営企画部	経営企画部担当部長	福本 修司
		逗子市 市民協働部	市民協働部長	岩佐 正朗
		逗子市 福祉部	福祉部長	石井 聡
		逗子市 教育部	教育部長	佐藤 多佳子
		逗子市 教育部	教育部担当部長	福井 昌雄
学	大学等の 教育機関	関東学院大学	法学部長	出石 稔
金	地元金融機関	株式会社横浜銀行 逗子支店	支店長	古畑 優
		湘南信用金庫 逗子支店	支店長	高松 浩一
		かながわ信用金庫 逗子支店	支店長	山崎 亜門
労	ワーク・ライフ・ バランスの専門家			
言	地元の マスメディア	逗子・葉山コミュニティ放送株式会社	代表取締役	尾前 芳樹

令和5年7月18日現在

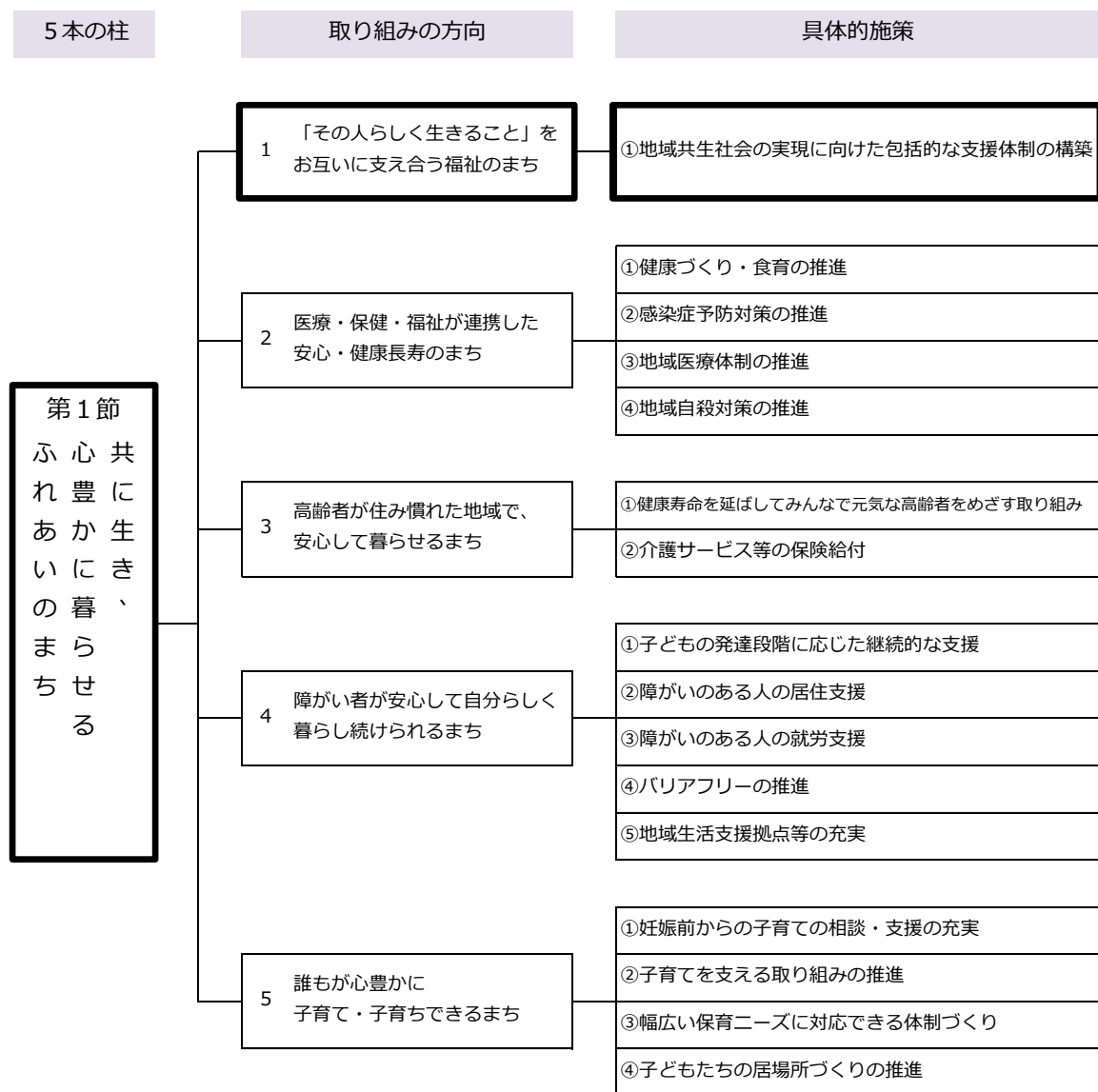
## 新たな総合計画審議会委員（案）

No.	区分	団体名	氏名	人数案
1	産			1
2	学	全般		4
3		福祉分野		
4		教育分野		
5		環境都市分野		
6	金			1
7	労			1
8	デジタル			1
9	市民	公募市民		4
10				
11				
12				
13		住民自治協議会		5
14				
15				
16				
17				
			合計	<b>17</b>

# 第1節

## 共に生き、心豊かに暮らせる

### ふれあいのまち



柱	<b>第1節 共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまち</b>
---	---------------------------------

## めざすべきまちの姿

人と人との支え合いが、人と暮らしを元気に豊かにし、安心・安全なふれあい社会をつくりだします。ふれあいの基本は、人への優しい心と思いやりです。

わたしたちは、共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまちの実現をめざします。

逗子に生まれ、育ち、暮らしていく人生のステージにおいて、すべての人が優しさと思いやりの心を育み、次の世代へとつないでいきます。

## 自己評価

目標年次までに達成できる見込みである

目標	共に生き、心豊かに暮らせるふれあいのまちをめざす市の取り組みに満足している人の割合が10ポイント増加している。							
2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	目標
未実施								

取り組みの方向	<b>1 「その人らしく生きること」をお互いに支え合う福祉のまち</b>
---------	--------------------------------------

すべての人々が、住み慣れた地域で安心して住み続けるためには、地域での温かいふれあいの中で、多様な人材がつながり、互いに見守り支え合う顔の見えるまちとなることが求められます。また、地域の様々な課題を解決するためには、公・共・私が役割を分担し、互いに連携し、協力し合うことが大切であり、大きな力となります。

地域におけるあらゆる主体のサービスや諸活動のネットワーク化、総合化を進め、公・共・私のパートナーシップの構築により、「その人らしく生きること」をお互いに支え合う福祉のまちの実現をめざします。

具体的施策	<b>① 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築 (地域包括ケアシステム推進事業の推進)</b>	総合戦略	4-2-②-1
-------	---	------	---------

## 自己評価

目標年次までに達成できる見込みである

KPI	地域包括支援センターが担当した相談支援のうち、多機関との協働を実施した件数が、3包括支援センター合計で年120件になっている。							
2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	目標
36件								120件

## 主な取り組み

取組み①	地域における支え合いの仕組みづくり	総合戦略	—
説明	・すべての人に対し、福祉教育及び活動・実践の機会を充実させるため、ICT等の活用による福祉情報発信の充実・拡大を図る。		
2023年度 実施内容	・○○○○○○○。 ・○○○○○○○。		
予算事業名	地域福祉推進事業	実績額	
		担当課	社会福祉課

取組み②	避難行動要支援者の支援体制の整備			総合戦略	—
説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平常時から築かれた近隣の関係性を、避難行動要支援者への避難支援体制づくりに導く。</li> <li>・ 自主防災組織と地域活動、ボランティアセンターが連携し、災害時の個別支援プランの作成支援を通じて、地域の自主性を強化し相互扶助の取り組みを活性化させる。</li> </ul>				
2023年度 実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ○○○○○○。</li> <li>・ ○○○○○○。</li> </ul>				
予算事業名	災害対策事業	実績額		担当課	防災安全課
予算事業名	地域福祉推進事業	実績額		担当課	社会福祉課
取組み③	社会的困窮者の自立の支援			総合戦略	—
説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会的困窮に陥った者に対し、その原因となる複合的な課題解決に取り組み、社会的自立に向けた支援を行う。</li> </ul>				
2023年度 実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ○○○○○○。</li> <li>・ ○○○○○○。</li> </ul>				
予算事業名	生活困窮者自立支援事業	実績額		担当課	社会福祉課
取組み④	多機関協働による身近な地域での相談支援			総合戦略	—
説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身近な地域で包括的に相談を受け止めるため、民生委員・児童委員や地域活動団体等と福祉の専門機関・団体が連携して地域課題の解決に取り組む。</li> </ul>				
2023年度 実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ○○○○○○。</li> <li>・ ○○○○○○。</li> </ul>				
予算事業名	地域共生社会推進事業（地域包括支援センター運営事業）	実績額		担当課	社会福祉課
取組み⑤	多様な主体による活動の支援と推進			総合戦略	—
説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 8050問題などの複合的なニーズが増加する中、すべての人が住み慣れた地域で安心して住み続けられるように、地域において福祉に関わる問題を共有し、知恵や力を出し、支え合いながら生活するため、互いに顔が見え、交流でき、歩いて行ける範囲において「ふれあい活動」を推進することを目的とした活動の場を整備する。</li> <li>・ ICTの活用により福祉情報を発信することで福祉活動の支援と推進を図る。</li> </ul>				
2023年度 実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ○○○○○○。</li> <li>・ ○○○○○○。</li> </ul>				
予算事業名	地域共生社会推進事業（生活支援体制整備事業）	実績額		担当課	社会福祉課
取組み⑥	地域福祉計画等推進事業に係る事業の推進			総合戦略	4-2-②-7
説明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総合的な福祉の推進を図るため、逗子市地域福祉計画及び逗子市地域福祉推進計画・逗子市地域福祉活動計画に係る事業を実施する。</li> </ul>				
2023年度 実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ○○○○○○。</li> <li>・ ○○○○○○。</li> </ul>				
予算事業名	地域福祉計画等推進事業	実績額		担当課	社会福祉課

## 総合戦略の基本目標と基本的方向

総合戦略における基本目標と効果を客観的に検証するための数値目標、講ずべき施策の基本的方向は次のとおりです。

総合計画と総合戦略を一体化するにあたり、中期実施計画の中に総合戦略の主な取り組みを位置付け、これを推進することで基本目標の達成をめざすものです。

基本目標1 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる								
指標	合計特殊出生率が1.53になっている。							
2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度			目標
1.41	1.23	未公表	未公表					1.53
基本的方向								
1 若い世代が結婚・妊娠・出産・育児をしやすい環境づくりを進める。 2 子どもたちが学びやすい環境整備をさらに進め、子どもたちの生きる力をより一層高める教育を実践する。 3 男女が共に働きながら子育てしやすい環境を整えるなど、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取り組みを進める。								

基本目標2 逗子市への新しいひとの流れをつくる								
指標	5年間の転入超過数が累計で1,000人になっている。							
2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度			目標
315人(累計1,009人)	458人	633人	605人					1,000人
基本的方向								
1 逗子市での居住を潜在的に希望している層を、逗子市への移住に確実に結びつけ、逗子市への定住を促進する。 2 「また訪れたい」「いつか訪れたい」から「住みたい」という気持ちになるようなシティプロモーションを推進する。								

基本目標3 逗子市に暮らしながら「しごと」の希望をかなえる								
指標	個人市民税納税義務者数が28,900人になっている。							
2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度			目標
28,165人	28,276人	28,263人	28,726人					28,900人
基本的方向								
1 東京・横浜への通勤圏に位置する住宅都市として発展してきた逗子市の性格を踏まえ、逗子市に暮らしながら快適に「しごと」が行えるよう環境整備を進める。 2 商工業や漁業など逗子市の地域産業の活性化を図る。 3 ダイバーシティ(多様性)を受け入れながら、若者、女性、高齢者、障がいのある人などあらゆる立場の人が活躍できるよう、就労支援や新たな「しごと」の場などの創出を目指す。								

基本目標4 魅力的で、誰もがいつまでも安心して健康に暮らせるまちづくりを推進する								
指標	「事情が許せば逗子に戻ってきたい」と回答する人の割合が80%になっている。							
2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度			目標
78.9%	78.1%	79.1%	84.4%					80%
基本的方向								
1 市民の誰もが逗子市に住んでいることを誇りに思い、「いつまでも住み続けたい」と思えるような魅力的な地域づくりを進める。 2 市民同士のつながりを深め、安全安心のまちづくりを進める。 3 誰もがいつまでも健康でいきいきと暮らせるような環境づくりを進める。								

## ■ 総合計画

## □ 第1節

取り組みの推進・改善に向けての意見・提案（今年度、来年度に向けた意見）

今後の展開に向けて考慮・検討を要する事項（中長期的視点からの意見）

その他意見

## □ 第2節

取り組みの推進・改善に向けての意見・提案（今年度、来年度に向けた意見）

今後の展開に向けて考慮・検討を要する事項（中長期的視点からの意見）

その他意見

第3節

取り組みの推進・改善に向けての意見・提案（今年度、来年度に向けた意見）

今後の展開に向けて考慮・検討を要する事項（中長期的視点からの意見）

その他意見

 第4節

取り組みの推進・改善に向けての意見・提案（今年度、来年度に向けた意見）

今後の展開に向けて考慮・検討を要する事項（中長期的視点からの意見）

その他意見



第5節

取り組みの推進・改善に向けての意見・提案（今年度、来年度に向けた意見）

今後の展開に向けて考慮・検討を要する事項（中長期的視点からの意見）

その他意見

 施策間連携

施策の柱を越えた連携についての意見

■ まち・ひと・しごと創生総合戦略

基本目標に関する総括意見

■ 全般

総括意見